

政令第三十九号

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年五月二十一日とする。

理由

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。